

○議長 小田 武人君

5 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

5 番妹川です。おはようございます。通告書に基づいて、私の一般質問をさせていただきます。

まず、1 件目。いじめ防止対策についてと。いじめ問題は国・地方公共団体・学校・家庭・地域住民、その他の関係者の連携のもと、社会全体が一丸となって取り組んでいくことが必要です。いわゆる、いじめ問題は国民的課題と言われるゆえんである。

学校では最重要課題の 1 つとして、学校内外を問わず、いじめ防止を目指して取り組まなければなりません。そこで、平成 25 年 6 月、いじめ防止対策推進法が成立し、同年 9 月 28 日に施行されました。しかし、同法が施行されても、施行されてから 4 年が経過しているにもかかわらず、その後も複数のいじめ自殺がニュースで取り上げられています。同法の周知徹底がなされていない上、いじめ防止対策組織も機能していなかったという事実が明らかになっています。

そこで、まずですね、いじめの定義について伺いたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

いじめの定義についてですが、今、議員がおっしゃった、いじめ防止対策推進法の第 2 条にいじめ定義が定められておりますので、これを読み上げます。

いじめとは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

そのように定義されていますね。

では、いじめの態様について認識を伺います。いじめの態様についてはですね、まず肉体的苦痛、精神的苦痛、犯罪行為、そして性的ないじめ、こういうものがあると言われていています。まず、肉体的苦痛について伺いたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成 30 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

まず、いじめの態様、肉体的苦痛についてですが、また、いじめの態様につきましては、文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に、いじめの態様の区分がありますので、こちらの中から肉体的苦痛の部分について、御説明します。

その中では、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。肉体的苦痛としては、以上が代表的ないじめの態様となります。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

その中にですね、プロレスごっこの強要とかですね、火を押しつける、鉛筆やコンパス、画鋸などを突き刺すとかですね。そういうものが含まれていると思います。

では、精神的苦痛というのは、どういうものがあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほどと同様、文部科学省の調査に基づいて御説明します。まず、精神的苦痛とは、冷やかしい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間外れ、集団による無視をされる。そして、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなどがございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

ほかにですね、あだ名で呼ぶとかですね、それから物を隠すとか、汚すとか、冷やかすとか、からかうとか。それから携帯やパソコンから悪質なメールを送るとか。まあ、さまざまあるかと思えます。

では言葉によるものについては、どういうものがあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほどの精神的苦痛と言葉による部分では、重複いたしますが、繰り返しになりますが、御説

平成30年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

明します。言葉ですので、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。文科省の調査の態様区分からは、以上となると考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

言葉によるものの中にはですね、要するに、相手の嫌がる言葉ですね。キモイですね。これは学校の現場ではありますね。キモイとか、ウザイとかね。キショイ、デブとかね。バイキン。福島原発の県外移動した子供たちにはですね、そのバイキンとかね。放射能の問題です。不潔とかですね。

では、仲間外れ。それから犯罪行為とはどのようなものがあるのでしょうか。犯罪行為ですね。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、御質問の内容に近いものとしまして、やはり文科省の調査の態様区分からですが、金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりするなどがございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

先ほどのですね、言葉によるものの中にはですね、仲間外れというのがあるんですね。集団に入れない、そばに近寄らない、一緒に行動を取らせない、みんなでにらむ、暴言を吐く。こういうものも含まれていると言われてます。

では、今、犯罪行為をおっしゃっていただきました。じゃあ、性的ないじめはどんなものがありますでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

性的ないじめにつきましては、今引用させていただいた調査の態様区分にはございませんが、今、御説明した中に、近いような形の性的な嫌がらせがあるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

性的ないじめというのはですね、服を脱がす行為ですね。抱きつかせるとかですね。性的行為の強要と、こういうものがあると言われてます。

先日の2月28日にですね、こういうような新聞記事があります。「いじめで不登校賠償提訴」。福岡県内の町立小学校の問題ですね。もう御覧になっていると思うんですが。その子供はですね。今裁判沙汰になっているんですね。今月23日。2月ですけど。町側と同級生の両親側は請求棄却を求めています。内容はですね、同級生の子供から、女の子ですけど。下着を無理やり脱がされたり、椅子にのりを塗られたりするなどのいじめを受けたと。その後不登校になり、適応障害と診断されたという。町側と同級生の両親側は請求棄却を求め、争う姿勢を示しております。町側はですね、下着を脱がされたのは、悪ふざけがエスカレートしたということが書かれてあるんですね。この新聞が事実であるならば、全くですね、いじめに対する認識の程度が疑われそうな気がしてなりませんね。

要するに、今、4つの肉体的、精神的、犯罪的、性的ないじめというのをですね。やはり、今のようなものが含まれているということなんです。

では、今、芦屋町の子供たち。この、いじめに対する認識というのはどれぐらいの子供たちがもっているのだろうかというふうに思っていますが。いかがでしょう。どういう認識を持っておりますか。被害者意識ないしは、加害者意識としてのですね、認識。子供たち。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

統計調査、アンケート等はございませんが、当然まず、結論から申し上げますと、芦屋町の小中学生、子供たちはいじめはいけないという大原則、認識はしっかり持っていると思います。その根拠としましては、小中学校における道徳の授業、さまざまな指導等に基づいて、また、小中学生のさまざまなアンケートの中からも異口同音にそのようなことが決して許されるものではないという言葉が端々から出てきております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

いじめの防止等のための基本的な方針というのが、平成25年に文科省から出ておりますね。

平成30年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

この資料によりますと、27ページにですね。ホームページでも出ていると思いますけど。27ページですね。いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得ることが認識されておられると思います。そういうふうに書かれておりますが。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、こういうことを文科省は紹介していますがね。

小学校の4年生から中学校3年生までの6年間で被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度。これ90%の子供たちはいじめを受けたことがあると。いじめにもいろいろ態様がありましようけれど。加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度。つまり、いじめをしたことはないというのが9割、いじめをしたことがあるのが、全く持たなかった、加害経験をまったく持たなかった児童生徒1割。だから結局ですね、多くの児童生徒は入れかわり、被害や加害を経験しているということなんですね。だから、今おっしゃったように、学校教育の中でいじめはいけない、許さない、しないという3点のものがあると思いますが、子供たちの信じる中にはですね、いじめられたことがあると9割が。いじめたことはない。そこに相関関係があるんですけど。そこで初めてどの子供にも、どの学校にも起こり得るものであるという前提にたって、やはり教師はまたは家庭教育で研修していかななくてはならない。

今、学校の教員もですね、このいじめ問題が発生しても、そういうシグナル、SOSのシグナルが気がつかなかったとか、そしてそういういじめの現状を知らなかったとか。また、見て見ぬふりとか。そういうことが今起こり得ているんですね。それでニュースになり、裁判になり、そして自殺者が出てくるわけですけど。そういう認識を先生たちはお持ちだろうとは思いますが、そういうことを指導するのが、誰が指導するんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

学校の先生方、教職員を指導すべきは、まずは学校長であり、さらに市町村の教育委員会。芦屋町であれば、教育長であると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ぜひですね、私も今回ですね、このいじめ問題について、この場に立っているわけですけど。昨年の9月議会でしたかね。横尾議員が一般質問をされました。そして芦屋東小の子供の件についてですね、話をされまして。その中で、不登校の子供と欠席者数と不登校の子供は分離されてありますが。不登校の子供は中学校で12名ですね。3つの小学校で2名おりますと。で、5分、

平成 30 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

10分学校に行ってもすぐ帰ってくる子供は不登校でもない、欠席でもないだろうと思いますが。仮に、その子供たちを入れるとするならば、中学校では平成27年ですね。31名の子供が学校に行っていない。こういうことを聞いたときにですよ、私ちょっと啞然としたんですね。それであれば、この中には恐らく、いじめの問題、いじめで苦しんでいる子供もいるのではないかなというふうに思いましたものですから。きょうは一般質問はさせていただいております。

それで、2番目ですね。3番目ですか。同法の理念を推進するため教育委員会はどのような対策を講じてこられましたか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、同法が施行され、国が同法第11条の規定に基づき、いじめ防止基本方針を策定しましたので、同法第12条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌し、芦屋町の実情に応じた、芦屋町におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための芦屋町いじめ防止基本方針を平成26年7月に策定しました。この基本方針は平成26年9月の民生文教委員会で御報告、御説明差し上げるとともに、議員の皆様全員に配付させていただき、情報共有させていただいております。また、議会報告後の平成26年10月には、町民の皆様への周知を図るため、芦屋町ホームページにも掲載し、現在も掲載中で、いつでも誰でも閲覧可能です。

また、同法第13条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針と芦屋町いじめ防止基本方針を参酌し、町内の各学校の実情に応じた、各学校におけるいじめの防止等のための対策に関する学校いじめ防止基本方針を、それぞれ4校で策定させております。

次に、芦屋町はいじめ防止等の対策としての基本理念ですが、いじめ防止等の対策は、学校、家庭、地域、町その他の関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならないとうたい、3点、明記しております。

1点目は、いじめは全ての児童生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わず、いじめが行われないよう未然防止に努める。

2点目は、いじめを行わず、また、いじめを放置することなく、全ての児童生徒が、いじめの問題に理解を深め、互いに尊重し合う意識などを育てることを目指す。

3点目は、いじめは決して許されないことである。どの学校でも起こり得ることであり、児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすことから、迅速かつ組織的に対応する。以上の理念のもと、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取り組みの充実、いじめへの早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携に、学校・教育委員会・保護者・地域の方々など、関係者一体となって取り組んでおります。中でも特に、いじめの早期

平成30年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

発見の取り組みの充実、いじめの早期発見の取り組みとして、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実に努めております。また、教職員に対しても、いじめの問題に関する教職員の資質の向上を図るため、福岡県と連携し、研修を実施しております。

加えて、教育長から各学校長へ、いじめのない学校がよい学校ではない。子供同士の学校生活で、トラブルが全くない学校などあり得ない。いじめのない学校は、いじめ認知能力がない学校であるとも言える。些細ないじめ、初期行動であっても、それを発見できる教職員のいじめ認知能力の向上が大切である。早期解決のためには、早期発見が重要であると、毎月開催している芦屋町の校長会で定期的に指導徹底しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

非常にすばらしい取り組みの報告だと思いますが、子供たちにどれだけ響いたかですよね。言葉で話をしたとしても、どう子供たちに響きが、心の中に訴えるものがあるか。そういうものはやっぱり教師と子供たちの触れ合い。そういう余裕のある教育体制が必要だと思うんですが。

そういう取り組みをなさっておられることは、いいとしてですね、今、芦屋町には芦屋町いじめ問題対策委員会規則がありますね。これは平成7年の10月30日規則がありますね。そして、この児童生徒指導上の問題行動、事件、事故の対応についてというのが平成27年9月30日に教育委員会から我々に配付されていたと。これについては、いじめ問題も含むと思うんですが、事故、事件ですね、さまざまな。私は今あの中でですね、芦屋町いじめ防止基本方針を平成26年に7月ですから、9月議会かなんかにですね、民生文教委員会には説明されたと思うんですが、ということでしたが、我々、総務財政、私は総務財政委員会のメンバーでしたから。それについては、何ら説明がない。議会事務局のポスティングに入れておられたようですね。それから、児童生徒指導上の問題行動・事件・事故についてはポスティングです。こんなね、大事な国民的課題である、町民的課題である、そして議会にとって、議会人にとっても大事な問題なんですよ。これをなぜ説明しなかったんですか。お答えください。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成26年9月に芦屋町いじめ防止基本方針、こちらを策定した際には、所管委員会である民生文教委員会のほうに御報告した。なおかつ、総務財政委員会の委員さんの方々には配付をする

平成30年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

という形で周知を図るというふうに判断されたと考えております。

続きまして、平成27年9月に児童生徒指導上の問題行動・事件・事故の対応について、マニュアル的なものにつきましては、全議員に配付するという事で、議員の皆様のお手を煩わせることなく、配付のみにとどめたと認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

私たち町民の負託を受けている議員はですね、やはり、そういう子供たちですね、いじめ問題に対する認識を学ぶ必要もあるわけですね。我々議員も。町民もそうですけど。我々議員が率先して学ばなければならないというように思っています。こういう町民的課題であるものをですね、ただポスティングするとか、民生文教委員会だけ説明するとかでは物足りない。問題が生じたときにですね、議会議員は何してたんかと。もし、先ほど言いましたですね、福岡の女兒。いじめで不登校の子供たち。そういうことで、ぜひですね、その辺は前の教育委員会のね、課長さんいます。壇上におられますけども、ぜひ反省していただきたいなというふうに思います。

ではですね、その同法の理念を推進するため、教育委員会はどのような対策を講じてきたかということに対して、今お話がありましたけども。じゃあ、いじめ防止対策推進法というのは平成25年6月に策定し、議会でもですね、国会でも通ったわけですけど。どうなんですかね。第14条の1項にですね、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるというふうに書かれていますね。それから、第14条3項には教育委員会の附属機関として設置することができる。第28条の1項には、重大事態に対処、または同種の事態の発生防止に対して、そういう組織を置くことができる。置かなければならないかな、これ。そして第30条に、第31条に、首長は、まあここで言えば町長ですね。町長は附属機関は地方自治法により条例を策定し、いじめ問題調査委員会等を置く。こういうものがあるわけですけど、どうなんですか。この辺については検討されたことがあるんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、順を追って御説明いたします。

いじめ防止対策推進法、第14条にいじめ問題対策連絡協議会の組織について、設置可能であるという意味合いの条項がございます。芦屋町におきましては、まず、いじめ問題対策連絡協議会、こちらにつきましては、小中学校の教員や教育長、指導主事等で組織する小中生徒指導部会、



平成30年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

こちらのほうで、小中教育委員会合同で毎月1回、定例的に意見交換のほうを行っております。こちらをもってかえていると認識しておりますので、あえて特別に連絡協議会のような組織を新設してはおりません。

続きまして、28条、29条、第30条等につきまして、何か重大事案が発生した際には、首長、町長への報告義務等がうたっておりますが、まず教育委員会としましては、重大事案はもちろんです。ある一定以上の事案につきましては、その都度、町長まで報告をさせていただいております。また、その法の規定では必要と認めた場合には、議会の皆様にも御報告するようにしておりますが、こちらまあ、学校のいじめ、重大事案につきましては、大変デリケートな問題。また、児童生徒を守る必要、プライバシー保護の必要もありますので、そのあたりを勘案して議会のほうには報告について慎重に検討させていただいております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

そういうようなね、考え方というか、そういう進め方で今日まで長くきたと思うんですけどね、今はそういう時代じゃないんですね。文部科学省はですね、いじめ防止等のための基本的な方針を打ち出し、そして、またいじめ、重大事態の調査員に対するガイドラインを昨年も出し、さまざまな形でですね、このいじめ防止を各市町村、自治体もですね、そういう組織化をしなければならぬというような形で、今、通達、通知を出していると思うんですね。だから私が要旨に書いているように、4年も経っているのにですね、同法の周知徹底がなされていなかった上、いじめ防止対策組織も策定されていない。そういう事実があるということで、裁判沙汰になった中で、いわゆる中立公平な立場で第三委員会が、専門委員会がつくられて、そしてその町や学校に対して弾劾をしていますね。こういう隠蔽工作的なことをやることによって、こんな裁判沙汰になっているということが出されているじゃありませんか。そのことによって、今度のガイドラインにおいてもですね、強力に進めてほしいという要求が出されていると思います。ぜひですね、こういう点については、進めていただきたいと思いますが。ちなみにですね、この文科省が出しているいじめ防止対策推進法を踏まえた学校教育委員会等の取り組み状況に関する追加調査についてということですね。そうしますとね、地方いじめ防止基本方針については、今言われました基本方針ですね。都道府県の97.9%、市町村の69.8%が策定済み。ところが、いじめ問題対策連絡協議会については、市町村は57.6%が設置済み。芦屋町はありませんね。このいじめ問題対策連絡協議会というのは、そんな身内の者たちの集まりじゃないんですよ。教育委員会、学校長とか、生活指導部長ではなくて、第三委員の方々が入っていく場合があるわけですよ。

平成30年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

そして、重大事態の調査を、再調査を行うための機関、そういうことですね。市町村の40%である。そして具体的に言いますと、いじめ防止対策推進法第14条1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会を設置した自治体数は、福岡県はですね、平成27年の段階では22だったのが、今33になっているそうです。54%です。そして、28条に基づく重大事態の調査または再調査を行うための機関を設置した自治体数は、福岡県は61自治体がありますね。28となっていますけれども、29年の段階では39.64%。これは重大事態の調査ということによれば、これは条例を策定しなければならないと思うんですね。芦屋町には条例がありませんから。だからそのような重大事態が発生してもすぐにそこで立ち上げてですよ、立ち上げてそれに当たるといふことになりますから、そこに横滑り的な方々が集まってきたり、それからそういういじめの定義、対応、そういうこともよく理解できていないような人たちが集まって来られるんじゃないか。文部省はどういうことを言っているかという、そういう事態発生が重大な事態が発生する前からもう策定しておきなさいと。そう言ってると思うんですが、どうですかその辺は。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほど私のほうから、このいじめ防止対策推進法第14条におけるいじめ問題対策連絡協議会について、小中の教員、教育委員会で組織する生徒指導部会があるとは申し上げましたが、あとそれに加えるのであれば、後ほども出てくるかもしれませんが、平成27年9月に作成、配付した児童生徒指導上の問題行動・事件・事故の対応についての専門家委員会もそれにほぼ該当する組織ではないかと思えます。ただ、違いますのは、法律にありますように条例、規則を制定しておりませんので、教育委員会の正式な附属機関とはなっておりません。ただ、実態としては十分それに変え得るものと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

芦屋町いじめ防止基本方針なるものが平成26年7月にあって、民生文教委員会の議員だけ説明があって、我々にはポスティング。これ、読んでみますとね、私の感想ですけど、非常に抽象的であり、そして内容は理念に基づいており、そして重大事態が発生した場合は、こういうことしますよという形で何も組織化されていない。あれからもう4年ぐらいなるわけですから、文部科学省としてはですね、組織化しなさいということで統計を出してきているわけですから。だから私としてはですね、皆さん方もそうだろうと思いますが、本当にね、いじめ防止対策を進めよ

平成30年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

うとするならば、そういう理念とか、規則とかそういうものではなくて、いじめ防止対策を実効性のあるものにするためには、やっぱり条例を設定すべきなんです。いじめ防止対策を実効性のあるものにするためには条例を制定して、そのためには論議をして学習し、認識を高めて、そしてそのことを町民の皆様方に公にしなからですね、町民的課題として進めていこうというような形をですね、取っていただきたい。どう思いますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

妹川議員の思い、意見はしかと受け取りました。ただ、それをやるかどうかにつきましては、教育委員会では、やはり教育委員さんがいらっしゃって、教育委員会定例会がありますので、そのあたりの必要性につきましても、改めて議題で検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

26年の9月ですね、民生文教委員会の中ではですね、学校教育課長がですね、説明をしておりますね。そうしますと郡内4町で、学校教育担当課長会議において、郡内で統一したものが、この基本方針、芦屋町いじめ防止基本方針のようですから。だから、遠賀4町の中でトップランナーとしてですね、芦屋町としては、ちゃんとしたそういう組織化していく、実効性のあるものにしていく、そういう条例制定をですね、進めていっていただきたいなというふうに思います。

今は条例制定のほうにですね、進めていただきたいと思うんですが。一つ紹介するならば、まあたくさんあるわけですけど、例えば香春町ですね。香春町とか、それから新宮町、こういうところはですね、条例ができてありますね。香春町と新宮町、よく見てみますと、よく似ていますよ。新宮町のほうを紹介してみますと、これ、条例なんです。いじめ防止対策推進条例ですね。いじめ防止対策推進法に基づいて、国の。条例を策定した。そして新宮町、いじめ問題対策連絡協議会を設置していますね。それから、それに基づいて新宮町いじめ防止対策推進委員会をしております。そしてその中にはですね、弁護士ですよ、医師ですよ、学識経験者、心理または福祉に関する専門的な知識を経験する者。第三者です。中立・公平に判断している。そして新宮町いじめ防止調査委員会、これは首長ですね。首長が、そのいじめ防止対策推進委員会から出された答申に基づいて、首長はこれを再度調査をなささいというような形で首長はということですね、附属機関として新宮町いじめ防止調査委員会を設置している。これも弁護士、医師、学識経験者、そういうような団体に組織されています。こういうものですね、今は県内でもかなりあるんで

す。遠賀4町はありませんよ。そういう打ち合わせをできてしまっている。非常に後退していますね、そういう意味で。ぜひですね、前向きに進めていただきたい、トップランナーとしてやっていただきたいなあというふうに思います。

そして、文科省のですね、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインというものがあります。これは29年の3月に出ていますが。この中でですね、こういうことが書いてあります。学校の設置者及び学校として、みずからの対応に、たとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして、みずからの対応を真摯に見つめ直し、そして被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこととかですね、まあたくさんありますが。軽々しく「いじめはなかった」と「学校には責任がない」ということを判断をしないこと。それから、こういうのがありますね。被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限りみずからの対応を振り返り、検証することが必要となる。それは、何のためか。再発防止または新たな事実が明らかになる可能性がある。被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、みずからの対応を検証することを怠ってはならない。私は思うに、前議会です。前の議会です、その芦中の子供と東小の子供との関係ですね、そういうものについて、親はやっぱり大きくしてもらいたくないというお気持ちはあったかもしれませんが、それを検証すること怠ってはならない。そして学校の設置者及び学校は被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。安易に重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならないと。こういうことをですね、書かれております。そういう意味でですね、やっぱりいじめはあるんだという前提であるならば、そういう認識のもとにですね、取り組んでいただきたいと思います。

その中であって、芦屋町が県教育委員会に報告書をですね。報告書によりますと、資料請求をした時の資料見てみますと、もう平成27年からずっと見たんですが、もういじめはあるかないか、もうゼロ、ゼロ、ゼロが非常に多いですね。何でこんなふうになるかと。

北九州はですね、北九州を調べてみますと、20%近くの方がですね、子供たちはですね、いじめの体験があるんですよ。何で芦屋町は1%か2%かなと。27年度いじめに関する実態調査（アンケート・面談）の結果について。北九州市、これホームページに出ているんです。先ほどですね、いわゆる地域の方、保護者の方について情報を発信しているということですけど。そういう専門委員会の議事録さえホームページに出している。そして、この結果をアンケートをとった結果について教育委員会、まあ、北九州は北九州でしょうけど。教育委員会に出されたものは、ホームページに出ているんですね。これ、小学校はですね、4万7,000人もいるんですね、小学校。中学校は2万3,000人、約。いじめの疑いがあると思われる件数は9,400人。パーセントで言えば19%の子供たちがいじめを体験したと。いじめと認知した件数は82.9、

平成 30 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

400に82、小学校は大体このくらいです。そしてですね、アンケートをとって担任がですね、無記名だろうと思うんですけども、担任がとって面談しているんですね。面談した上でいじめと認知しているわけです。そういうことをやっぱり危機感を持ってですね、やっていただきたいというふうに思います。そのためには、やはり第三委員会、中立・公平の方々を集めた形で、こういう大学の先生とか医者とか弁護士とか、そういうものを矯められるような組織化すれば、当然条例化しなければならないと思います。ぜひそういうふうな形をとっていただきたいなあと思います。

それから、条例をですね、制定されるようであればですね、私も応援していきますよ。文面検討についてはね、私も前、小中学校の義務教育に対する通学費補助、特に小学校・中学校は全額補助、特に粟屋・大城の件でしたけど。条例を制定するために私も研究いたしまして、そしてその当時の事務局長に相談をして、事務局長もそれにいろいろアドバイスいただいて、そしていざ出そうとしたときにですね、町が小学校、中学校、高校についても半額補助というような形で出されました。私は決して高校までね、考えてはいませんでしたが。前進したといえば前進したかもわかりませんが。そういう形で条例制定についてはですね、ぜひ私も何かあればですね、応援したいと思いますから、ぜひつくっていただきたいと思います。後はちょっと時間の関係がありますから。

2番目のですね、生徒指導上の問題行動・事件・事故の対応について。これは芦屋町教育委員会が議員に配付した平成27年9月30日付の児童生徒指導上の問題行動・事件・事故の対応についての資料について問う。この資料作成した背景は何があったのかと。これはもうカットします。時間がありません。時間があればまたいきます。

資料作成以後、重大案件発生時に組織する専門家委員会は開かれたことがあるのか、その内容を。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

御指摘の資料、児童生徒指導上の問題行動・事件・事故の対応について、こちら平成27年9月に作成して、配付しておりますが、この中で、重大案件発生時に組織する専門家委員会は平成30年1月22日に1回開催しております。その際の専門家委員会のメンバーは、まず中学校側から7名、校長、教頭、生徒指導担当主幹、担任が2名、不登校対策指導員、PTA会長です。ほかには、芦屋町の主任児童委員2名、北九州サポートセンターの職員2名、折尾警察署のスクールサポーター、こちら警察官OBですが、こちらが1名、少年補導員の芦屋支部長1名、宗像児童相談所の職員2名、芦屋町健康・こども課の子育て支援係長、そして教育長、学校教育課

平成 30 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

長、学校教育係長、教育相談員の計 20 名で開催しております。内容についてですが、生徒指導上の問題行動が発生しており、このままでは安全・安心な学校生活が脅かされると判断し、各関係機関の協力・助言を仰ぎ、問題行動の早期解決を図るため、問題行動の内容を鑑み、今回は以上のようなメンバー構成が適切であると考え、専門家委員会を開催する運びとなりました。

なお、これ以上の詳細な内容については、生徒たちのプライバシー保護のため、答弁を差し控えさせていただきますと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

そのメンバーの中にはですね、警察どうのこうの言われましたが、現職の警察官の方はおられるんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

北九州サポートセンターの職員 2 名、こちらが現職の警察官であり、警察官としての身分を有しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

そのような、これは条例に基づいてではない、このマニュアルというのは、条例に基づいてはないようですから、そういう報酬とか費用弁償なんかは出されたんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

報酬、費用弁償については支給しておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

ボランティアで参加されたんだと思うんですけども、こういうことについてもですね、やはり

平成 30 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

条例化ないしは規則、何でしょうかね、そういうものを策定する必要があるのではないだろうかと思います。

それから一つです、あるんですが、この例の東小の子供が 28 年の 9 月議会で芦屋東小の子供がですね、9 月議会でしたか。だから 6 月からずっと学校休んでいると。そして 9 月議会での一般質問ですね。その後、子供は学校を出校したかどうか調べてみますと、まあ教育委員会とね。そしたら、そのまま不登校のままに、そして卒業式前日、卒業式の日に出席していたと。しかも中学校は町外の北九州市の私立の中学校ですね。資料を見てみますと、いじめによる不登校だろうなと思っていたら、百五十何日ですか、150 日ですよ。6 月から卒業式までね。これ、病気による長期欠席扱いになつとるじゃないですか。小中学校における不登校児童生徒数は 28 年でしょうからね、芦屋東小はゼロ名。どうしてこんな対応の仕方するんです。そして、資料をいただきましたら、不安適応障害という診断が出ているから、病気による長期欠席。これはおかしいですよ。もう時間がありませんからね、これも次回に回します。この件については。

やっぱりね、県の教育委員会にも聞きましたけど、やっぱり不名誉なことというふうに判断するのかな。これ第三委員会を開かないかんですよ。重大事態の発生件数。こういう場合、身内の人ばかりでしょ。どちらかという。だから結局かばい合うわけ。次、これは次の議会で質問したいと思います。

次にいきます。それとですね、やっぱりこういう子供たちについては、一昨日、貝掛議員がですね、そういう町外に学校に通う子供たちもいますよね。十何名かおられると言いましたかね。こういうのは、当然ね、当然やっぱり通学費は支給すべきですよ。これは学校の責任、教育委員会の責任ですよ、こういうふうなのは。そういうことを反省していただきたいと思います。

次にいきます。老人憩の家の建てかえについて。芦屋町広報に、くらし満足度アップ戦略の一つとして、老朽化の進む老人憩の家を今後も仲間づくりや生きがいくりの場として利用できるように建てかえに向けて検討しますとあるが、建てかえの今後のスケジュール、老人憩の家に関するアンケート調査結果についてということで、一昨日、内海議員の中で、もう話をされましたからね、まあ町長、もう 1 回簡単で結構です。いつごろになりそうですか。建てかえ、一昨日は何かかる言われまして、5 年はかかるだろうとおっしゃっていましたが。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

一昨日、妹川議員言われますように、一昨日、内海議員から集中的にこの一般質問ございまして、るるお話しして、ちょっとお話し足りなかった分があるなと思ったので、いい機会を与えていただきましてありがとうございます。

これは老人憩の家という問題だけでなく、これは今後のまちづくり、それから福祉政策、これは非常に大きく絡んでおるわけでございます。現状、ちょっと一昨日言い足りなかったのが、いろいろなアンケートの中で、各小学校ごとに従来どおりつくってくれ。それから大きなやつを一つつくってくれとかですね、あったわけでございますが。その中でですね、やはり土地の問題。妹川議員もよく行かれていたようでありますが、駐車場がないんですよ。駐車場の問題が非常に大きいわけでございます。まず、現状のままで建てかえる場合に、駐車場の問題どうするか。じゃあそこに移転しなくちゃいけない。3カ所そのままというのと、どっかの土地を探して駐車場はできる、そういう場所が芦屋に果たして見つかるどうか。非常に有効面積の少ない町でございます。それと町立病院の跡地問題。この問題も一つあそこに大きなものをつくって、やっていただきたいという意見もたくさんあるという中で、一昨日、内海議員が何年ぐらいということ、その方向性がまず決まらない中でですね、何年と言われてもちょっと困るわけで。本当は3年と言いたかったところですが。まあちょっとそれはいろいろなことで、土地探しから意見の集約から、住民の皆さんの意向のですね、最大公約数をとってどうするかということは、これは老朽化によってですね、今、問題が出ておるわけで。これ、40年ぐらい。じゃあ我々は今やることは30年、40年先を見据えて、その施設をつくらなくちゃいけない。ただ今の老人憩の家は古いから、そのまま今のところでやればいいのかという問題ではない。そういうことを認識しておりますので、一昨日は5年ぐらいですかねというふうにお話させていただいたわけです。決して、結局しないというわけではない。今から、そういう皆様方の町民ニーズ、いろいろな形の中でですね、ニーズが多すぎますので、まちづくりという形の観点の中にもあります。まだいいですか、もう少し。時間がない。はい。

もうちょっと一つ。温泉の話が出ましたが・・・・・・（「もういいです」と呼ぶ者あり）いい。はい。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

福祉課長にですね、いろいろとお聞きしたかったんですけど。アンケートのですね、アンケートを見ますと、利用者、利用していない方、それから利用している方についても、この老人憩いのお風呂は必要だと言う方々が非常に多いと。じゃあ建てかえる場合にですね、料金はどうするのか。場所はどこののか。3カ所にするのか、2カ所にするのか、1カ所にするのか。財政的な問題はどうか。一昨日も話がありまして、非常に悩ましい問題ではあるかと思っています。私も、今、72になりますけど、63歳からずっと週に2回ないし3回行ってありまして、非常にまあ腰が悪い中でですね、健康維持に役立っております。そういう方が非常に多いですね。



平成30年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

そして、何年かすると、もうなかなか70代、80代の人がいなくなる。まあ非常に健康な状態の中で亡くなられていくと。医療費がですね、国民健康保険でしょうけど、その削減にもなっているということで、すばらしいことだと思うんです。それでまあ私も、その当時63歳のころにですね、この建物は建てかえるらしいよというような話は10年間聞いてきております。いつになるんだろうと。今はですね、目が黒いうちにですね、入れるだろうかとかですね、そういう話になっています。社協もですね、10年前からですね、話をしているのに一向に進まない。もう諦めムードですね。しかし、現実的にそうであるならば、管理運営費用がですね、2,411万円ですね。福祉課長ね。そのために後5年間、3年ないし5年間する場合は、工事、修繕費、備品は除くでですね、修繕をやはりある程度しっかりこらやらないと、継ぎはぎの修理、そして10万円以下の場合は、社協が持ちなさいとかですね、そういうことについてですね、もうちょっと機敏にちょっと予算を組んで、修繕費をやっぴり多めにやってもらわないといけないんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。時間が来ましたが。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

社協がまず一時対応ということで、修繕費用を含んで指定管理料を差し上げています。これはもう、すぐ対応していただくということで、そういう体制をとっております。そして社協で料金的に10万円を超えるものとかですね、そういった大掛かりなものについては、町のほうで対応するという別途予算を組んでおりますので、そこら辺は対応しているつもりでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

終わりました。

○議員 5番 妹川 征男君

これで私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。